

平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社  
U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>  
代表取締役社長 大槻 利樹  
(コード番号：2148 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 工藤 靖  
(TEL 03-5293-2612)

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、次の要領により、当社の取締役、監査役および従業員、当社子会社の取締役ならびに社外協力者に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することおよび新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 20 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員ならびに当社子会社の取締役の業績向上に対する意識や意欲を一層高めることおよび監査役の適正な監査に対する意識を高めること、社外協力者の当社の業績向上へのインセンティブを高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに優秀な人材を確保するために、次の要領により新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役、監査役および従業員、当社子会社の取締役ならびに社外協力者

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 2,844 株(うち取締役に対しては 700 株、監査役に対しては 100 株)を新株予約権の目的となる株式の総数の上限とする。

なお、下記 2. (3)により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (3) 新株予約権の数

当社が付与する新株予約権は 2,844 個(うち取締役 700 個、監査役 100 個)を新株予約権の数の上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は、1 株とする。ただし、新株

予約権を割当てする日(以下「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、割当日以降、当社が普通株式につき無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みは要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1株あたりの金額(以下「行使価額」という)は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げられるものとする。

また、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (8) 新株予約権行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役は、権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、会社都合による退職、その他取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りでない。
- ②新株予約権の割当を受けた当社の社外協力者は、権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の社外協力者の地位にあることを要する。但し、上記に該当しない場合にあっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の個数及び行使の時期につき、当社の取締役会の承認を受けた場合には、この限りではない。
- ③対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。
- ④対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

#### (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### (10) 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされたとき)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得できる。
- ②対象者が、新株予約権を行行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権を無償で取得できる。
- ③上記のほか、当社は当社取締役会が別途定める日にいつでも新株予約権を無償で取得できる。

### 3. 新株予約権その他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上